

Q69

信用事業の一部譲渡の場合の資金援助はどのようなものですか。

Ans.

「第1部 貯金保険制度の概要 4(2)ハ. (ロ) 資金援助の仕組み」の項(18ページ)を参照してください。

Q70

付保貯金移転はどのような仕組みですか。

Ans.

付保貯金移転とは、破綻農水産業協同組合の貯金等のうち、保険で保護される貯金等及びその利息等を救済農水産業協同組合へ移転することをいいます。

これは、破綻農水産業協同組合の資産(貸付債権等)を救済農水産業協同組合へ譲渡するに際して、資産内容の把握等に期間を要するような場合に、それを待たずにまず付保貯金を救済農水産業協同組合に移転し、それに対して貯金保険機構が資金援助を行うことによって、当該貯金等の払戻しを迅速に行うことを可能とするものです。

ただし、破綻農水産業協同組合において早期に付保貯金の払戻しを行うことを想定しているので(Q73を参照してください)、付保貯金移転を実施するかについては、個別のケースごとにその必要性を判断していくこととなります。